

【令和7年度】厚木市立放課後児童クラブ入所案内

この入所案内には、厚木市立放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の入所及び利用に関わる重要な事項が記載されています。必ず内容を確認してから申請してください。

【4月からの利用を希望する方】

➤ 年度当初(4月1日)からの利用を希望する方は、こちらをご覧ください。
現在クラブを利用している方も、再度申請が必要です。(年度ごとに申請が必要です。)

《一次受付》 通常の申請はこちら。

受付期間	令和6年11月18日(月)～令和6年11月29日(金) ※ 必着
申請方法	受付期間内に必要書類を全てそろえ、下記提出先まで郵送又はこども育成課窓口にて申請してください。申請に関する詳細は、P.6～7「申請に必要な書類」をご確認ください。 ※現在クラブを利用されている方も、郵送又はこども育成課窓口にて申請してください。 <u>クラブへの提出はできません。</u>
審査結果	令和7年1月下旬に通知を発送予定

《二次受付》 一次受付に間に合わなかった方や、求職活動中の方はこちら。

受付期間	令和7年1月27日(月)～令和7年2月7日(金) ※ 必着
申請方法	一次受付と同じ。
審査結果	令和7年2月下旬に通知を発送予定

【提出先】

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17 こども育成課 児童クラブ入所担当 宛

☛ 郵送で申請の場合、市から概ね10日以内に発送する受領通知をもって書類到着の確認とさせていただきます。なお、郵送事故への対応はできませんので、ご注意ください。

必ず確認を!!

- ★ 育成料の未納がある方は郵送での受付はできません。こども育成課窓口にて申請してください。
(その際、未納分育成料の支払いをお願いします。)
- ★ 求職活動を理由としての申請は、二次受付期間での受付となります。
- ★ 二次受付の審査は一次受付の審査後に実施します。
- ★ 一次受付で受入れ可能人数を超えた場合、二次受付で申請された方は入所保留となります。
- ★ 育児休業取得中の方で4月からの利用を希望される場合、4月中に復職(予定)である旨が記載された就労証明書をご提出ください。
- ★ 書類に不備がある場合、再提出や追加書類の添付を求める場合があります。
- ★ 受付期間内に書類の不備が解消されない場合、審査の対象外となりますので、ご注意ください。
- ★ 市から連絡する場合がありますので、申請書には、日中に連絡の取れる電話番号を記入願います。

【5月以降の利用を希望する方】

➤ 就職や転居などで、年度途中からクラブの利用を希望する方はこちらをご覧ください。

入所日	原則、毎月1日付
受付期間	入所希望月の 前々月 11 日～前月 10 日 ※（例）6月の入所受付は、4月 11 日～5 月 10 日 ※当該日が、土・日曜・祝日に当たる場合は、直前の開庁日となります。
受付時間	月曜～金曜（祝日を除く） 8時 30 分～17 時 15 分
申請方法	受付期間内に必要書類を全てそろえ、郵送又はこども育成課窓口にて申請してください。 申請に関する詳細は、P.6～7「申請に必要な書類」をご確認ください。
受付場所	こども育成課（厚木市役所第二庁舎3階）
審査結果	<u>入所希望月の前月 15 日～20 日頃に通知を発送</u>
留意事項	4月入所受付と同様

【夏休み期間だけの利用を希望する方】

➤ 基本的には夏休み期間限定の入所受付は行っておりません。

夏休み期間のクラブの利用を希望する方は、当該期間の受付期間に間に合うよう入所申請をしてください。

また、通常の入所受付とは別に、夏休み期間限定の入所受付を実施する場合には、事前に「広報あつぎ」や厚木市ホームページなどでお知らせします。

◎上記いずれの申請においても、入所希望者が受入れ可能人数を超えた場合、入所保留となります。

1 放課後児童クラブの概要

保護者の就労、疾病などで、放課後に帰宅しても家庭において適切な保育を受けることができない児童を対象に、小学校の一時的余裕教室などを活用して、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るための事業（放課後児童健全育成事業）です。

なお、クラブは集団生活の場であり、学校や塾のような学習指導は行いません。

（１）開所日、開所時間など

- ・ 月～金曜 授業終了後～19 時
- ・ 土曜及び学校の長期休業日など 7 時 30 分 ～19 時
- 日曜・祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、学校閉庁日（8 月 11 日～15 日、12 月 28 日）、引き渡し訓練実施日は閉所となります。
- その他、工事や災害などにより安全にお預かりすることが困難な場合、臨時閉所することがあります。

（２）利用に係る費用（児童一人当たり）

クラブ利用には育成料とクラブ費が必要です。毎月、指定期日までに遅滞なくお支払いください。

①育成料 *減免制度あり

18 時までの承認の場合 月額 4,000 円

19 時までの承認の場合 月額 4,800 円

《支払方法》 原則、口座振替です。利用開始月の前月末日までに、金融機関にて手続きをお願いします（三菱 UFJ 銀行・三井住友信託銀行は取扱不可）。

なお、引き落とし日は、利用月の末日（金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）です。

【令和 7 年度 育成料の納期限/口座引落日】 ■ 予定日のため変更する場合があります。

4 月分	令和 7 年 4 月 30 日	10 月分	令和 7 年 10 月 31 日
5 月分	令和 7 年 6 月 2 日	11 月分	令和 7 年 12 月 1 日
6 月分	令和 7 年 6 月 30 日	12 月分	令和 8 年 1 月 5 日
7 月分	令和 7 年 7 月 31 日	1 月分	令和 8 年 2 月 2 日
8 月分	令和 7 年 9 月 1 日	2 月分	令和 8 年 3 月 2 日
9 月分	令和 7 年 9 月 30 日	3 月分	令和 8 年 3 月 31 日

②クラブ費（教材費・おやつ代など） *減免制度なし

月額 3,500 円

《支払方法》 集金袋に釣り銭が出ないようご用意いただき、利用月の前月末日までにクラブへお持ちください。（お子様には持たせず、保護者から指導員に手渡してください。）

お子様に食物アレルギーがある場合

お子様に食物アレルギーがある場合又は医師からアドレナリン自己注射（エピペン®）を処方されている場合、各ご家庭でおやつを用意していただきます。おやつ代はいただきませんので、入所決定後に「食物アレルギーに関する同意書」の提出をお願いします。

(3) 育成料の減免制度

次の要件を満たす場合は、申請をいただくことで育成料が免除されます。(クラブ費は適用外。)

①減免の要件

減免の対象	減免額	必要書類 (減免申請書に加え、次の各証明書が必要です。)
ア 生活保護世帯の方	全額	○受給を証明する書類(写し)
イ 市町村民税非課税世帯の方	全額	○非課税証明書(原本。 <u>世帯員全員分</u>)
		① 令和7年4月～8月分の減免申請の場合 ■ 令和6年度市民税・県民税非課税証明書(令和6年1月1日現在、市内に居住していない方のみ必要。)
		② 令和7年9月～令和8年3月分の減免申請の場合 ■ 令和7年度市民税・県民税非課税証明書(令和7年1月1日現在、市内に居住していない方のみ必要。)
ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯の方	全額	○給付を証明する書類(写し)

②減免の申請方法

申請は年2回(4月～8月分/9月～翌年3月分)。入所承認通知がお手元に届いてから、適用を希望される月の前月末日(末日が休みの場合は前窓口開庁日)までに、申請書類をこども育成課窓口又は郵送で提出してください。※ 必着

※年度当初(4月)から減免を希望される方は、令和7年2月28日(金)までに申請をお願いします。
(上記期限を過ぎても申請は可能ですが、事務処理の都合上、早めのお手続きをお願いします。)

【注意】減免は、申請した翌月から適用されます。「忘れていた」などを理由に遡っての減免はできません。

③減免理由の消滅又は変更

申請内容の変更や要件に該当しなくなった場合は、速やかにこども育成課まで連絡をお願いします。

2 入所の要件

(1) 対象児童

次の要件の全てを満たすお子様が対象です。

- 放課後に保護者の就労や疾病、その他の理由により、家庭において適切な保育が受けられないこと
- 厚木市に住所を有し、市立小学校に就学していること（予定も可）
- 集団における健全な育成が可能であること

(2) 保護者の要件

同居している保護者全員が、次のいずれかの要件を満たす場合に申請できます。

保護者の状況	要件	注意事項
ア 就労	・雇用契約上の勤務終了時間が15時以降。 ・夜勤の場合、雇用契約上の勤務終了時間に休息时间（9時間）を加えた時刻が15時以降。	・育児休業中で復職（予定）月が決まっている場合、<u>同月からの入所の申請が可能です</u>（実際の利用は復職する日からとなります）。 ※復職（予定）月が4月の場合：一次又は二次受付期間中に申請。 ※復職（予定）月が5月以降の場合：入所希望月の前月10日までに申請。
イ 就労を目的とした学校、職業訓練校などに就学	・就労を目的とした就学で、日常の保育が困難と認められる場合。	・就労を目的としない就学は対象となりません。
ウ 疾病	・疾病や負傷で、日常の保育が困難と医師から診断された場合。	
エ 心身の障害	・障害で、日常の保育が困難と医師から診断された場合。	
オ 母親の出産（予定）		・入所承認期間は、出産予定日の8週間前に当たる日が属する月の初日～出産日から8週間後に当たる日が属する月の末日です。 【例】 出産予定日が8/15の場合… 6/1～10/31の利用が可能。
カ 親族の病気などの介護又は看護	・親族の常時介護（看護）で、日常の保育が困難と認められる場合。	
キ 震災、風水害、火災その他の災害	・災害に被災したことで、日常の保育が困難であると認められる場合。	
ク 求職活動	・求職活動（会社説明会、面接など）で、日常の保育が困難と認められる場合。	・入所承認期間は1か月で、求職活動中の時間のみの利用できます。 ・上記期間内に就労証明書の提出が必要です。証明書において「ア 就労」の要件が確認できた場合、その後も継続利用いただけます。

3 申請に必要な書類

申請には指定用紙を使用してください。（厚木市ホームページからもダウンロードできます。）
印刷する際は、A4サイズ（裏表あるものは両面）で印刷してください。
また、消せるボールペン、鉛筆は使用不可です。
訂正する場合、二重線で訂正してください。

① 放課後児童クラブ入所申請書（児童一人につき1枚）

② 保護者の就労などの要件を証明する書類

- 保護者全ての証明が必要です。複数ヶ所で就労する場合は、就労先全ての証明書が必要です。
- 兄弟姉妹で入所申請する場合、2人目以降はコピーでも可能です。

【厚木市へ転入・転居予定の方】

入所申請書に転入又は転居先住所、予定日を記入し、それらを証明する書類の写し（「住宅賃貸契約書」、「売買契約書」など）をご提出ください。

保護者の状況	添付書類	注意事項
会社に勤務(内定を含む)	①就労証明書	・必ず就労先事業者が記入してください。（保護者は保護者記載欄のみ記入してください。） ・直近3か月以内に発行された就労証明書を提出してください。 ・不定休、夜勤と日勤がある、日によって勤務時間が異なる—の方は、直近1か月分の勤務状況が分かる書類(シフト表の写しなど)を提出してください。 ・単身赴任も、証明書の提出が必要です。 ・育児休業取得中の方は、入所希望月に復職(予定)する旨の記載が必要です。 ・有期雇用の方が雇用期間を延長された場合、契約更新日から1か月以内に再度就労証明書を提出してください。 ・4月からの入所を希望される方で、雇用期間が4月よりも前に終了する場合、4月以降も雇用継続予定である旨を、備考欄に記載してください。
事業を営んでいる	①就労証明書 ②業務実態が確認できる書類	・①は代表者が記入してください。 ・②は個人事業の開業届・営業許可書・請負契約書・確定申告書などの写しを提出してください。
内職をしている	①就労証明書 ②仕事内容・量が確認できる書類	・①は本人が記入してください。 ・②出来高証明書、納品書や明細書など、仕事内容、仕事量が分かる書類を提出してください。

保護者の状況	添付書類	注意事項
疾病・負傷・療養している又は障害がある	①申立書(疾病・負傷等) ②医師の診断書	・②は病状、療養期間、「児童の保育が困難である」旨の記載がある医師の診断書(写し可)を提出してください。
就業を目的とし、学校・職業訓練校などに就学	①在学証明書又は学生証の写し ②講義予定表、カリキュラムなど	・①は在学期間の記載があるもの ・②は日中保育ができない時間が確認できるもの(写し可)
母親の出産(予定を含む)	①母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日の記入されたページ)	・余白に「 <u>児童氏名・児童生年月日・在籍小学校名</u> 」を記入してください。 ・入所承認期間は、出産予定日の8週間前に当たる日が属する月の初日～出産日から8週間後に当たる日が属する月の末日です。
親族の介護・看護をしている	①申立書(介護・看護) ②医師の診断書	・②は介護(看護)対象者の病状、介護状況、介護(介助)指示などの記載がある医師の診断書(写し可)を提出してください。
震災、風水害、火災その他の災害に被災	こども育成課にお問い合わせください。	
求職活動をしている	①求職活動に関する申立書 ②求職活動中であることを確認できる書類	・年度当初の入所申請においては、二次受付での審査となります。 ・受付期間中に就労した場合、受付期間内に「就労証明書」を提出してください。 ・ <u>入所承認期間は1か月です。</u> ・承認期間中に就労証明書の提出があった場合、入所承認期間が延長されます。

4 入所の承認など

(1) 入所の承認

①入所承認期間（利用できる期間）

入所承認期間は、年度末（令和8年3月31日）までです。入所要件が保護者の求職活動や母親の出産の場合は、期間が異なります。

②入所審査

- ・入所は、保護者の就労状況や学年、家庭状況などを審査し決定します。受付順や抽選ではありません。
- ・上記審査に加え、児童の生活状況などを調査する場合があります。発達状況や配慮の必要度、施設の状況などを含め、集団での預かりが可能かどうかを総合的に判断します。
- ・上記審査等は年度ごとに実施します。よって、翌年度も利用を希望される場合は、年度ごとに申請が必要です。なお、前年度クラブ利用者や兄弟姉妹での優遇はありません。
- ・入所後も、保護者の就労状況、療養状況などを調査する場合があります。
- ・申請内容が事実と反する場合、審査の対象外となります。

③入所承認などの通知

承認、保留、不承認のいずれかの結果を文書で通知します。

（保留となった場合）

- ・保留になっても、自ら取り下げない限り、次回以降の審査対象として申請が継続されます。クラブに空きが出た際に再度審査され、入所が可能（承認）となった場合にのみ、通知でお知らせします。（保留の通知は初回のみ。）
- ・保留中、申請の内容（就労状況等）に変更が生じた場合、添付書類等の再提出が必要です。

④クラブでの面談

「厚木市立放課後児童クラブ入所承認通知書」がお手元に届きましたら、入所月の前月末日までにお子様と一緒にクラブで面談を受けてください。（面談の案内は承認通知書に同封します。）

⑤入所申請の取り下げ・辞退

入所申請はしたものの、「離職して保育ができるようになった」「民間クラブに入所した」など、市の児童クラブを利用する意思がない場合には、「**児童クラブ（入所・保留）辞退届**」をこども育成課に提出してください。

※入所承認通知書が届いた後に辞退する際は、入所月の前月末日までに提出してください。期日までに提出がない場合は在籍扱いとなり、育成料が発生します。

(2) 入所承認の取消し

次に該当する場合、入所承認が取消しとなる可能性があります。

- ・入所要件に該当しなくなった場合
- ・入所申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ・集団における健全な育成が困難と認められた場合
- ・開所時間を超過してお迎えがあった場合
- ・育成料の滞納が確認された場合

5 クラブ利用に当たって

お子様をクラブに預ける際に、注意していただく内容です。必ず確認してください。

(1) お預かりについて

- ・新年度は、入学式前の4月1日からお預かりを開始します。
- ・保護者が在宅の場合、お預かりできません。(リモートワークなどを除く。)
- ・お預かりする時間は、保護者の「勤務時間+通勤時間」が対象です。私的な用事でのお預かりはできません。
- ・変則勤務などで就労が不定期の方は、勤務先が作成した勤務表などを毎月クラブに提出してください。

(2) お子様の送迎について

学校がある日はお迎えのみ、ない日(土曜又は長期休み)は送り・迎えが必要です。

- ・お子様の送迎は、安全面の観点から、保護者又は代理人(成人)が行ってください。
- ・必ず開所時間内(18時又は19時まで)にお迎えに来てください。
- ・お迎え時間に遅れた場合、入所承認が取消しとなる場合がありますので、時間を厳守してください。(やむを得ぬ事情で、お迎えに遅れる場合、必ず事前にクラブへ連絡をしてください。)
- ・お子様の引き渡し・引き取りは、直接指導員と行ってください。
- ・やむを得ぬ事情で、保護者や代理人以外が送迎する場合、必ず事前にクラブへ連絡をしてください。

(3) 出欠席の連絡について

①欠席する場合、必ず事前にクラブに連絡してください。

②出席予定表(毎月提出)の利用予定日を変更する場合、必ず事前にクラブに連絡してください。

- 連絡がなく欠席した場合、保護者の職場などに確認の連絡をする場合があります。
- 学校を欠席・早退した場合、必ず保護者からクラブに連絡してください。(学校からクラブへの連絡はありません。指導員が不在の場合、留守番電話にメッセージを入れてください。)

(4) 途中退出について

習い事や通院がある場合、申立書を提出することでお子様を一人で退出させることができます。ただし、退出できる時間は、4月～9月が17時まで、10月～3月は16時までです。退出はお子様自身で行っていただきます。退出の時間に合わせて支度をし、指導員に声をかけてから退出するよう、ご家庭でお子様に話をしてください。申立書は、原則、前月末日までにクラブに提出してください。

途中退出に当たっての留意事項

- ★ 途中退出は**保護者の責任**となります。事前に**申立書の提出**がない場合、途中退出できません。
- ★ 私用や迎えが間に合わないからという理由での途中退出は認められません。
- ★ 途中退出後、再びクラブに戻ることはできません。(事前に申し出た代理人が送り届ける場合は除く。)
- ★ 放課後子ども教室(こども育成課主催)については、保護者同意の上、預かり時間中の参加が可能です。
- ★ 退出時間は、必ず保護者からお子様に伝えておいてください。

(5) 来所予定のお子様がクラブに来なかった場合の対応について

クラブから保護者(連絡がつかない場合には代理人等)に連絡しますので、至急、保護者がお子様の所在確認を行ってください。所在確認後クラブの利用を希望する場合、保護者等成人の方がクラブまで送迎できる場合のみ、クラブでお預かりします。(お子様だけで来所させることはしないでください。)

(6) 緊急連絡先の届出と代理人の選出について

来所予定だったお子様が帰宅してしまった場合を始め、けがや体調不良、災害などの緊急時には保護者に連絡しますので、必ず日中に連絡の取れる電話番号を「児童調査票」に記載してください。保護者と連絡が取れない場合に備え、必ず代理人の選出・届出をしてください。

6 変更、退所の届出などについて

(1) 変更届

次の場合は、速やかに「届出事項変更届」と必要書類を提出してください。

(提出先：こども育成課又はクラブ)

- ・入所申請書に記載した内容に変更があった場合（住所、連絡先、家族構成、保護者・児童氏名など）
- ・勤務先、勤務状況（就労日数・時間、休日など）が変わった場合（新たな「就労証明書」の添付が必要です。）
- ・勤務状況の変更で、利用時間を変更する場合（原則、変更希望月の前月末日までに届出の提出が必要です。月途中での利用時間の変更はできません。）
- ・その他、入所要件が変わった場合、添付書類が必要となります。

【注意】 急病や災害などの際に保護者に連絡がつかないケースが見られます。大切なお子様をお預かりしていますので、勤務先などに変更が生じた場合は必ず、変更届を提出してください。

(2) 退所手続き

クラブを退所する場合、退所日より前に「児童クラブ退所届」を提出してください。日付を遡った手続きはできません。（提出先：こども育成課又はクラブ）

【退所に伴う育成料の取扱い】

退所日	育成料(いずれも退所月の当月末日に口座から引き落とされます。)
当月1日～15日までの間	半額
当月16日～月末までの間	全額

(3) 転校する場合

市内で転校する場合、現在のクラブは退所となり、新たに申請が必要となります。
(転校先の空き状況によっては、入所保留になる場合があります。)

7 クラブでの過ごし方について

(1) 1日の過ごし方(例) ■ クラブによって異なる場合があります。

【平日】	【土曜日、夏休みなど】
学校の授業終了後～ 登所後～ 15：30～ 16：15～19：00	7：30～ 9：00～ 12：00～ 12：30～ 13：00～ 15：30～ 16：15～19：00
…順次登所 …学習、自由遊びなど …おやつ・掃除 …学習、自由遊びなど 順次帰宅	…順次登所 …学習、自由遊びなど …昼食 …休憩 …学習、自由遊びなど …おやつ・掃除 …自由遊びなど 順次帰宅
○始業式、短縮授業などの場合は開所時間が早くなります。	○学習時間には、宿題や家庭で用意していただいたドリルなどを使用します。 クロームブックは使用できません。

(2) 昼食・水筒の用意

学校給食がない日（学期始めや学期末、土曜日、夏休みなど）は、児童に必ず昼食・水筒を持たせてください。クラブでは用意いたしません。入学式・始業式前から利用する場合、利用初日から昼食・水筒が必要になります。忘れてしまった場合、至急保護者に連絡しますので、必ずご対応ください。（保護者又は代理人が至急昼食を持ってきてください。）

(3) 着替えと持ち物

季節に合った着替えを一式クラブに備えておいてください。

また、持ち物には必ず**名前**を書いていただき、必要がない物（お金・おもちゃなど）は持ち込まないでください。

8 緊急時の対応について

大規模災害などで学校が休校になった場合、クラブは原則閉所します。各対応は次のとおりです。

(1) 風水害（台風・大雪）などにおける対応

学校の対応	児童クラブの対応	
臨時休校	閉所	■ 状況によって、クラブから保護者へ連絡します。
終業時間を繰り上げて下校	市で開所判断	■ 状況によって、クラブから保護者へ連絡します。連絡後は、速やかなお迎えをお願いします。 ■ 緊急時の下校方法については、学校の対応に従ってください。
学校の休業日	市で開所判断	■ 状況によって、閉所時間前に緊急連絡やメール・نگリストで、保護者又は代理人にお迎えをお願いすることがあります。

※熱中症特別警戒アラートが発表された場合、クラブは原則閉所します。

(2) インフルエンザなどの伝染病における対応

- ・学校での出席停止措置が定められている感染症は、拡大防止のため学校と同じ対応とします。
- ・学校の休業日に伝染病が発生した場合、市で判断し必要な措置を講じます。
- ・長期休業期間中に伝染病に罹患又は疑いがある場合、速やかにクラブへ連絡してください。

学校の対応	児童クラブの対応	
学級閉鎖	通常開所	■ <u>その学級に在籍する児童</u> は、閉鎖期間中、クラブは利用できません。
学年閉鎖	通常開所	■ <u>その学年に在籍する児童</u> は、閉鎖期間中、クラブは利用できません。
学校閉鎖	閉所	■ 学校閉鎖期間中、クラブは閉所します。

9 その他

(1) メーリングリストの登録について

クラブからの連絡事項を始め、災害時の対応、開閉所情報などを専用のメーリングリストでお知らせしますので、必ず登録をお願いします。（登録方法などは別途案内いたします。年度毎に登録が必要です。）

(2) 傷害保険などについて

クラブ活動中の事故に備え、保険に加入します。（個人負担なし。）寄り道や立ち寄り先での事故は対象外です。また、クラブ活動中であっても、お子様が物を壊したり、他人にけがをさせてしまった場合、対象外となりますのでご注意ください。

令和7年度の詳細は、業者が決定次第、クラブを通じてお知らせします。

【児童傷害保険】クラブ活動中、クラブと自宅の往復途中で偶発的に発生した事故に適用

【賠償責任保険】施設の欠陥、管理の不備、指導ミスなどで発生した法律上の賠償責任が対象

(3) 保護者会の開催について

クラブでは、年に数回、保護者会を開催しています。クラブ運営の説明や報告事項、児童の生活状況などを情報共有する場となりますので、ご参加・ご協力をお願いします。

10 よくある質問

Q1： 利用日数が少なかったので、育成料・クラブ費を減額してほしい。

A1： 減額（又は日割り計算）はできません。利用日数に関わらず育成料・クラブ費は1か月分がかかります。また、1か月のうち一度も利用がなくても、退所届の提出がない場合、在籍扱いとなるため、育成料・クラブ費は1か月分がかかります。

Q2： 1か月単位でクラブを休みたい。

A2： 原則、長期の休所は認めていません。長期間利用しない場合、退所していただき、再度利用を希望する際に申請をしていただくことになります。

ただし、次の理由であれば、休所する月の前月末日までに届出をすることで、1か月間（当該月の1日から末日まで）のみ休所ができます。

申請方法、育成料・クラブ費の取り扱いなどの詳細は、こども育成課までお問い合わせください。

【休所理由】

- ・児童の疾病により長期間クラブを利用することができない場合
- ・児童の夏休み期間を含む8月1日～8月31日の間、自宅等で保育できるためクラブを利用しない場合

以下、Q3～Q4に記載されている年月日は、4月入所の場合です。5月以降に入所される場合は、ご自身の該当する年月日に置き換えてください。

Q3：現在、育児休業中だが、4月中に復職予定の場合はクラブを利用できるのか？

A3：復職する日から利用できます。この場合、月の利用日数が少なくても育成料・クラブ費は1か月分かかりますのでご注意ください。

Q4：弟妹が保育所の入所保留となり4月の復職ができない場合、上の子はクラブを利用できるか？

A4：次のとおりになります。

(1) 弟妹の入所保留で育児休業期間を延長し、5月中に復職する場合

4月中の利用はできません。次のどちらかの手続きが必要となります。

①4月の入所を辞退し、5月の入所審査を受ける。

- ・3月末までに「入所・保留辞退届」を提出する。(提出先：こども育成課)
- ・5月の入所審査を受ける。(申請書の再提出は不要。当初提出された申請書にて審査を行います。)

【注意】

- ・育成料・クラブ費はかからない。
- ・5月以降の入所を確約するわけではないため、入所できない可能性もある。

②4月の1か月間利用しない旨の申し立てを行う。

- ・3月末までに申立書を提出する。(4月はクラブの利用はできませんが、在籍扱いとします。提出先：こども育成課)
- ・5月の保護者の復職日から利用可能。(復職日以前は利用できません。利用日数が少ない場合でも5月分の育成料・クラブ費は1か月分かかります。)

【注意】

- ・4月分の育成料は全額かかる。
- ・4月分のクラブ費は、クラブ面談時に全額徴収した上で、申立書が提出された後、副食費相当分2,000円を返金する。(教材費相当分1,500円は徴収となります。)
- ・5月中に確実に復職できる状態でなければ、4月末で退所となる。
- ・6月以降利用を希望する場合、再度入所申請書類の提出が必要。

(2) 弟妹の保育園入所ができなかったことにより育児休業期間を延長し、6月以降に復職する場合

入所辞退の手続きが必要です。3月末までに「入所・保留辞退届」を提出してください。(提出先：こども育成課。) また、再度入所を希望される場合、復職予定月の前々月11日から前月10日までに、再度入所申請書を提出していただく必要があります。

Q5：現在、時短勤務をしているが申請はできるか？

A5：勤務終了時間が15時以降であれば申請可能です。それより前の場合、要件を満たさないため申請いただけません。

Q6：入学式・卒業式、PTA活動、教育相談時の預かりは可能か？

A6：原則として、預かりの要件ではないため、預かりはできません。ただし、例外として当日就労しており、活動時間に合わせて職場から直接、上記活動等へ参加する場合のみお預かりが可能です。1日休暇を取って活動に参加する場合、お預かりすることはできません。

- 活動終了後に帰宅する場合、速やかにお迎えをお願いします。
- 活動終了後、仕事に戻る場合、勤務終了時間までお預かりします。

11 問い合わせ先

厚木市 健康こどもみらい部 こども育成課（開庁時間：平日 8：30～17：15）

《住所》厚木市中町 3-17-17（第二庁舎 3 階） 《電話》046-225-2582（直通）

【厚木市立放課後児童クラブ】

No.	クラブ名	所在地	電話番号
1	厚木放課後児童クラブ	寿町 3-15-34（厚木小学校敷地内）	①222-8839 ②225-4025 ③222-8860
2	依知南放課後児童クラブ	下依知 2-7-1（依知南小学校敷地内）	①245-6200 ②245-6223
3	北放課後児童クラブ	山際 658（北小学校内）	246-0310
4	荻野放課後児童クラブ	上荻野 8（荻野小学校敷地内）	291-2141
5	三田放課後児童クラブ	三田 515（三田小学校敷地内）	①242-8411 ②242-8451
6	清水放課後児童クラブ	妻田西 3-18-1（清水小学校内）	①221-4514 ②223-1811
7	小鮎放課後児童クラブ	飯山南 4-9-1（小鮎小学校内）	241-2461
8	玉川放課後児童クラブ	七沢 150-1（玉川小学校内）	248-0041
9	南毛利放課後児童クラブ	長谷 1094-1（南毛利学習支援センター内）	①250-0222 ②250-0223
10	相川放課後児童クラブ	岡田 5-10-1（相川小学校内）	228-9901
11	厚木第二放課後児童クラブ	旭町 5-38-1（厚木第二小学校敷地内）	①228-0750 ②228-0739
12	緑ヶ丘放課後児童クラブ	緑ヶ丘 4-1-1（緑ヶ丘小学校内）	221-0202
13	戸室放課後児童クラブ	戸室 4-4-1（戸室小学校内）	295-5213
14	愛甲放課後児童クラブ	愛甲西 1-17-1（愛甲小学校内）	247-6616
15	妻田放課後児童クラブ	妻田南 1-14-1（妻田小学校内）	①221-4414 ②223-0770
16	鷺尾放課後児童クラブ	鷺尾 2-12-1（鷺尾小学校内）	291-2151
17	毛利台放課後児童クラブ	毛利台 1-23-1（毛利台小学校内）	247-9550
18	上荻野放課後児童クラブ	上荻野 1429（上荻野小学校内）	241-2254
19	飯山放課後児童クラブ	飯山 4400（飯山小学校内）	241-2895
20	森の里放課後児童クラブ	森の里 1-27-1（森の里小学校内）	248-9981
21	依知放課後児童クラブ	関口 872-1（依知小学校内）	246-0045
22	戸田放課後児童クラブ	戸田 545（戸田小学校内）	228-9900
23	上依知放課後児童クラブ	上依知 1657（上依知小学校内）	246-2886

【その他放課後児童クラブ】

（1）待機児童対策放課後児童クラブ

入所基準や利用料などは、原則、市の放課後児童クラブの基準に準じて運営するクラブです。詳細は、直接下記クラブにお問い合わせください。

No.	クラブ名	所在地	電話番号
1	こぼと KID'S クラブ妻田	妻田北 1-13-14 厚木マイプラザ B 棟 3 階	244-5641

■ 対象は、清水・妻田小学校の児童になります。

(2) 地域（民間）児童クラブ

市に届出をしている民間運営の放課後児童クラブです。詳細は、直接お問い合わせください。

No.	クラブ名	所在地	電話番号
1	学童保育なないろのたね水引クラブ	水引 2-12-29YMビル 302	225-7717
2	学童保育なないろのたね旭町クラブ	旭町 4-3-13 古郡ビル 2-CD	227-1998
3	厚木 YMCA 学童クラブ「あゆの学校」	中町 4-16-19	244-4181
4	学童保育ルームぞうさん	恩名 3-11-55（光ヶ丘幼稚園内）	222-2561
5	学童クラブ「でんえん」	三田 1303（厚木田園幼稚園内）	223-7543
6	学童ルームくれよんクラブ	飯山南 5-28-10	281-8518
7	マイルストーン学童クラブ	上古沢 1180-1	247-3460
8	たいよう学園	戸室 3-17-10	221-9630
9	AEG アフタースクール	旭町 4-1-2 ビジネスゲート本厚木 2F	070-1346-3592
10	ASHITA∞キッズ神奈中本厚木	中町 3-6-14 MIRAIビル 4F	206-4473
11	YOU 伸アフタースクール	恩名 5-2-44	240-1647
12	放課後児童クラブはろ	上古沢 1309	250-1414
13	グローバルインターナショナルアフタースクール (GLOBAL INTERNATIONAL AFTER SCHOOL)	泉町 4-6 メープルビル3階	229-8885